

第 7 4 号議案

平成 2 6 年度教育費 1 2 月補正予算について

上記の議案を提出する。

平成 2 6 年 1 1 月 2 7 日

教育長 堤 正則

提案理由

平成 2 6 年度教育費 1 2 月補正予算について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 3 1 年法律第 1 6 2 号）第 2 9 条の規定に基づき、市長から意見を求められたものである。

平成２６年度教育費１２月補正予算について

平成２６年度教育費１２月補正予算について、別紙のとおり市議会に提出することに同意する。

正補行為負担債務償

(追加)

事 項	期 間	限 度 額
小 学 校 学 力 ・ 生 活 料 実 態 調 査 委 託	平成 27 年度から平成 31 年度まで	千円 80,110
中 学 校 学 力 ・ 生 活 料 実 態 調 査 委 託	平成 27 年度から平成 31 年度まで	33,712

(変更)

事 項	正 補		正 補		後
	期 間	限 度 額	期 間	限 度 額	
小 学 校 外 国 語 指 導 助 手 派 遣 委 託 料	平成 27 年 度	千円 16,330	平成 27 年度から 平成 29 年度まで	49,594	千円
中 学 校 外 国 語 指 導 助 手 派 遣 委 託 料	平成 27 年 度	30,326	平成 27 年度から 平成 29 年度まで	127,526	

平成26年度 12月補正予算調整資料

要 求 事 項	予算要求額	財 源 内 訳			要 求 内 容					
		国県支出金	地方債	その他						
小中学校学力・生活 実態調査事業	113,822	債務負担行為 設定			◎小中学校学力・生活実態調査事業 113,822千円 ○中学校学力・生活実態調査の実施時期を4月に変更する。 中学校 12月⇒4月 小学校 12月⇒12月					
	80,110 33,712				○5ヵ年(27年度～31年度)の複数年契約とする。(小学校については実施時期の変更はないが、複数年契約とするため補正を行うもの)					
	現在(平成26年度)の学力調査実施状況									
		小学校						中学校		
		1年	2年	3年	4年	5年	6年	1年	2年	3年
国語		●	●	●	●	●	○●	●	●	○
算数(数学)		●	●	●	●	●	○●	●	●	○
英語		-	-	-	-	-	-	●	●	◎
理科							◎			◎
社会							◎			◎
●:市(12月) ○:国(4月) ◎:県(6月)										

平成26年度 12月補正予算調整資料

要 求 事 項	予算要求額 千円	財 源 内 訳				要 求 内 容
		国県支出金 千円	地方債 千円	その他 千円	一般財源 千円	
外国語指導助手 活用事業	177,120 (46,656)	債務負担行為 変更			177,120 (46,656)	◎外国語指導助手活用事業 177,120千円
小学校	49,594 (16,330)				49,594 (16,330)	国が平成25年12月に決定した「グローバル化に対応した英語教育改革実施計画」を踏まえ、グローバルな視点を持って地域社会に貢献できる子どもを育成するために、市立中学校に対する外国語指導助手(ALT)の派遣回数を平成27年度より充実させる。
中学校	127,526 (30,326)				127,526 (30,326)	○1学級あたりのALTの年間授業数は現在の17時間から23時間に増加 ○3か年(27年度～29年度)の複数年契約とする。(小学校については授業回数の変更はないが、複数年契約とするため補正を行うもの)

参考) 1学級あたりのALTの年間授業数 (中学校)

区 分	1学級あたりの年間授業数
久留米市	17.2時間
福岡県(政令市を除く)	17.1時間
北筑後教育事務所管内	22.6時間
福岡市	年間35時間を目標

第 7 5 号議案

久留米市社会教育委員の委嘱について

上記の議案を提出する。

平成 2 6 年 1 1 月 2 7 日

教育長 堤 正則

提案理由

久留米市社会教育委員の任期満了に伴い、後任の委員を委嘱しようとするものである。

久留米市社会教育委員の委嘱について

社会教育法第 15 条第 2 項により、下記の者を久留米市社会教育委員に委嘱する。

記

区 分	氏 名	所 属	任 期
学校教育関係者	山崎 和子	久留米市小学校長会	平成 26 年 12 月 1 日から 平成 28 年 11 月 30 日まで
社会教育関係者	古賀 秀心	久留米市校区まちづくり 連絡協議会	
	田中 幹雄	久留米市子ども会連合会	
	池田 博子	久留米市女性の会 婦人会連絡協議会	
	野田 隆子	久留米市中学校 父母教師会連合会	
	桃島 紀尚	久留米市体育協会	
家庭教育関係者	今村 俊治	久留米市民生委員 児童委員協議会	
学識経験者	堀田 富子	久留米市議会議員	
	江藤 智佐子	久留米大学	
	椎山 克己	久留米信愛女学院短期大学	

久留米市社会教育委員新旧対照表

区 分	旧 名 簿		新 名 簿（H26.12.1～）	
	氏 名	所 属	氏 名	所 属
学校教育関係者	山 崎 和 子	久留米市小学校長会	山 崎 和 子	久留米市小学校長会
社会教育関係者	古 賀 秀 心	久留米市校区まちづくり連絡協議会	古 賀 秀 心	久留米市校区まちづくり連絡協議会
	田 中 幹 雄	久留米市子ども会連合会	田 中 幹 雄	久留米市子ども会連合会
	池 田 博 子	久留米市女性の会 婦人会連絡協議会	池 田 博 子	久留米市女性の会 婦人会連絡協議会
	野 田 隆 子	久留米市中学校 父母教師会連合会	野 田 隆 子	久留米市中学校 父母教師会連合会
	梶 島 紀 高	久留米市体育協会	梶 島 紀 高	久留米市体育協会
家庭教育関係者	今 村 俊 治	久留米市民生委員 児童委員協議会	今 村 俊 治	久留米市民生委員 児童委員協議会
学識経験者	堀 田 富 子	久留米市議会議員	堀 田 富 子	久留米市議会議員
	江 藤 智 佐 子	久留米大学	江 藤 智 佐 子	久留米大学
	椎 山 克 己	久留米信愛女学院 短期大学	椎 山 克 己	久留米信愛女学院 短期大学

○社会教育法（抜粋）

（昭和二十四年六月十日）

（法律第二百七号）

（社会教育委員の構成）

第十五条 都道府県及び市町村に社会教育委員を置くことができる。

2 社会教育委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から、教育委員会が委嘱する。

（社会教育委員の職務）

第十七条 社会教育委員は、社会教育に関し教育長を経て教育委員会に助言するため、左の職務を行う。

一 社会教育に関する諸計画を立案すること。

二 定時又は臨時に会議を開き、教育委員会の諮問に応じ、これに対して、意見を述べること。

三 前二号の職務を行うために必要な研究調査を行うこと。

（社会教育委員の定数等）

第十八条 社会教育委員の定数、任期その他必要な事項は、当該地方公共団体の条例で定める。

○久留米市社会教育委員条例（抜粋）

昭和 36 年 4 月 1 日

久留米市条例第 11 号

（目的及び設置）

第 1 条 社会教育法(昭和 24 年法律第 207 号)第 15 条の規定により、社会教育委員(以下「委員」という。)を置く。

（定数）

第 2 条 委員の定数は、10 人以内とする。

（任期）

第 3 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

第 7 6 号議案

久留米市生涯学習センター等の指定管理者の指定について

上記の議案を提出する。

平成 2 6 年 1 1 月 2 7 日

教育長 堤 正則

提案理由

久留米市生涯学習センター等の管理を行わせる指定管理者を指定するため、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 4 条の 2 第 6 項の規定により市議会の議決を求めることについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 3 1 年法律第 1 6 2 号）第 2 9 条の規定に基づき、市長から意見を求められたものである。

久留米市生涯学習センター等の指定管理者の指定について

久留米市生涯学習センター等の指定管理者の指定について、別紙のとおり市議会に提出することに同意する。

第 号議案

久留米市生涯学習センター等の指定管理者の指定について

上記の議案を提出する。

平成 26 年 月 日

久留米市長 檜原 利則

提案理由

久留米市生涯学習センター等の管理を行わせる指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により市議会の議決を求めるものである。

久留米市生涯学習センター等の指定管理者の指定について

久留米市生涯学習センター等の管理を行わせる指定管理者を次のとおり指定する。

1 指定管理者に管理を行わせる公の施設

久留米市生涯学習センター、久留米市男女平等推進センター、久留米市人権啓発センター及び久留米市消費生活センター複合施設のうち、久留米市男女平等推進センター、久留米市人権啓発センター及び久留米市消費生活センターの専有部分を除いた部分

2 指定管理者に指定する者

久留米市東合川五丁目 8 番 5 号

公益財団法人久留米市生きがい健康づくり財団

3 指定する期間

平成 27 年 4 月 1 日から平成 32 年 3 月 31 日まで

久留米市生涯学習センター等指定管理者の優先交渉権者選考結果について

1 概要

現在、公益財団法人久留米市生きがい健康づくり財団を指定管理者として管理運営を行なっている久留米市生涯学習センター等について、指定期間が平成27年3月31日をもって終了することから、次期の指定管理者について、公募による指定管理者候補者の選定手続きを行っていましたが、10月9日の選定委員会にて優先交渉権者が選考されましたので、報告するものです。

対象施設	久留米市生涯学習センター等（久留米市諏訪野町1830-6）
指定期間	平成27年度～31年度（5年間）

2 経過

5月28日（水）	教育民生常任委員会（公募の実施について報告）
6月26日（木）	第1回選定委員会（募集要項・選定要領等の審議）
7月 1日（火）	指定管理者公募の告示（募集要項等の配布開始）～7月15日（火） * ホームページ掲載・7月1日号広報くるめ掲載
7月16日（水）	現地説明会 * 2団体参加
8月18日（月）	応募書類の受付 ～9月1日（月） * 1団体応募
9月19日（金）	第2回選定委員会（書類審査）
10月 9日（木）	第3回選定委員会（面接審査・優先交渉権者の選定）

3 審査内容等

選定委員数	6名（外部委員4名、市職員2名）
書類審査	申込資格、記載事項及び添付書類の内容を確認し、応募団体を面接審査の対象とすることとした。
面接審査・ 交渉権者選定審査	応募団体によるプレゼンテーション及び質疑応答を行い、あらかじめ選考委員会で定めた審査基準に沿った採点・集計の結果、最低基準を満たしていることを確認し、優先交渉権者を選定した。

4 審査結果

指定管理者候補者（優先交渉権者）	公益財団法人 久留米市生きがい健康づくり財団
------------------	------------------------

5 今後の予定

平成26年11月下旬	優先交渉権者と仮基本協定を締結
平成26年12月	指定管理者の指定に係る議案を定例議会に提案予定
平成27年4月	次期指定管理者による施設の管理・運営開始

(参考)

候補者選定委員会における審査の概要

1 審査・選考の経過

日 程	内 容
平成 26 年 9 月 19 日	久留米市生涯学習センター等指定管理者候補者選定委員会 1 次審査（書類審査）
平成 26 年 10 月 9 日	久留米市生涯学習センター等指定管理者候補者選定委員会 2 次審査（プレゼンテーション）
平成 26 年 10 月 9 日	久留米市生涯学習センター等指定管理者候補者選定委員会 2 次審査（交渉権者選考審議）

2 審査結果

（単位：点）

	公益財団法人 久留米市生きがい健康づくり財団 （優先交渉権者）
1 事業計画書による久留米市生涯学習センター等の運営が、住民の利用に関し公平性を確保することができるものであるか （／120点）	104
2 事業計画書の内容が、生涯学習センター等の効用を最大限に発揮させるものであるか （／450点）	355
3 事業計画書の内容が、その管理に係る経費の削減が図られているか （／150点）	109
4 事業計画に沿った管理を安定して行う物的能力及び人的能力を有しているか （／300点）	234
5 地域経済を活性化することに寄与することが認められるか （／180点）	158
合 計（1,200点満点）	960

第 7 7 号 議 案

体育施設（三潴・城島地域）の指定管理者の指定について

上記の議案を提出する。

平成 2 6 年 1 1 月 2 7 日

教育長 堤 正 則

提案理由

体育施設（三潴・城島地域）の管理を行わせる指定管理者を指定するため、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 4 条の 2 第 6 項の規定により市議会の議決を求めることについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 3 1 年法律第 1 6 2 号）第 2 9 条の規定に基づき、市長から意見を求められたものである。

体育施設（三潯・城島地域）の指定管理者の指定について

体育施設（三潯・城島地域）の指定管理者の指定について、別紙のとおり市議会に提出することに同意する。

第 号議案

体育施設（三潴・城島地域）の指定管理者の指定について

上記の議案を提出する。

平成 26 年 月 日

久留米市長 檜 原 利 則

提案理由

体育施設（三潴・城島地域）の管理を行わせる指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により市議会の議決を求めるものである。

体育施設（三潴・城島地域）の指定管理者の指定について

体育施設（三潴・城島地域）の管理を行わせる指定管理者を次のとおり指定する。

1 指定管理者に管理を行わせる公の施設

- (1) 久留米市みづま総合体育館
- (2) 久留米市三潴農業者トレーニングセンター
- (3) 久留米市三潴B & G海洋センタープール
- (4) 久留米市三潴B & G海洋センター艇庫
- (5) 久留米市三潴農村運動広場グラウンド
- (6) 久留米市三潴農村運動広場テニスコート
- (7) 久留米市三潴ゲートボール場
- (8) 久留米市城島体育館
- (9) 久留米市城島テニスコート
- (10) 久留米市城島ゲートボール場
- (11) 久留米市城島トレーニングセンター
- (12) 久留米市城島ふれあい広場

2 指定管理者に指定する者

久留米市梅満町1650番地11

九州ビルサービス・シンコースポーツ共同企業体
代表者

久留米市梅満町1650番地11

九州ビルサービス株式会社

構成員

福岡市博多区博多駅東二丁目17番5号

シンコースポーツ九州株式会社

3 指定する期間

平成27年4月1日から平成32年3月31日まで

体育施設（三潯・城島地域）指定管理者の優先交渉権者選考結果について

1 概要

現在、九州ビルサービス・シンコースポーツ共同企業体を指定管理者として管理運営を行なっている「久留米市みづま総合体育館」について、指定期間が平成27年3月31日をもって終了します。また、これまで直営で管理運営を行ってきた三潯地域及び城島地域の体育施設についても一体的に管理運営を行うため、公募による指定管理者候補者の選定手続きを行っていましたが、10月10日の選定委員会にて優先交渉権者が選考されましたので、報告するものです。

対象施設	体育施設（三潯・城島地域） みづま総合体育館、三潯農業者トレーニングセンター、三潯B＆G海洋センタープール、三潯B＆G海洋センター艇庫、三潯農村運動広場グラウンド、三潯農村運動広場テニスコート、三潯ゲートボール場、城島体育館、城島テニスコート、城島ゲートボール場、城島ふれあい広場、城島トレーニングセンター
指定期間	平成27年度～31年度（5年間）

2 経過

5月28日（水）	教育民生常任委員会（公募の実施について報告）
7月 4日（金）	第1回選定委員会（募集要項・選定要領等の審議）
7月15日（火）	指定管理者公募の告示（募集要項等の配布開始）～7月29日（火） ＊ホームページ掲載・7月15日号広報くるめ掲載
7月31日（木）	現地説明会 ＊9団体参加
9月 1日（月）	応募書類の受付 ～9月16日（火） ＊2団体応募
9月19日（金）	第2回選定委員会（書類審査）
10月10日（金）	第3回選定委員会（面接審査・優先交渉権者の選定）

3 審査内容等

選定委員数	5名（外部委員3名、市職員2名）
書類審査	申込資格、記載事項及び添付書類の内容を確認し、応募2団体の全てを面接審査の対象とすることとした。
面接審査・交渉権者選定審査	応募団体によるプレゼンテーション及び質疑応答を行い、あらかじめ選考委員会で定めた審査基準に沿った採点・集計の結果、優先交渉権者及び第2順位の指定管理候補者を選定した。

4 審査結果

指定管理者候補者（優先交渉権者）	九州ビルサービス・シンコースポーツ 共同企業体
------------------	----------------------------

5 今後の予定

平成26年11月下旬	優先交渉権者と仮基本協定を締結
平成26年12月	指定管理者の指定に係る議案を定例議会に提案予定
平成27年4月	次期指定管理者による施設の管理・運営開始

(参考)

候補者選定委員会における審査の概要

1 審査・選考の経過

日 程	内 容
平成 26 年 9 月 19 日	体育施設(三潁・城島地域)指定管理者候補者選定委員会 1 次審査(書類審査)
平成 26 年 10 月 10 日	体育施設(三潁・城島地域)指定管理者候補者選定委員会 2 次審査(プレゼンテーション)
平成 26 年 10 月 10 日	体育施設(三潁・城島地域)指定管理者候補者選定委員会 2 次審査(交渉権者選考審議)

2 審査結果

(単位：点)

審査項目	応募団体	九州ビルサービス・ シンコースポーツ 共同企業体 (優先交渉権者)	A (第2交渉権者)
1 事業計画書による施設の運営が、住民の 利用に関し公平性を確保することができる ものであるか。 (/100 点)		7 7	7 0
2 事業計画書の内容が、施設の効用を最大 限に発揮させるものであるか (/125 点)		9 9	8 8
3 事業計画書の内容が、その管理に係る経 費の縮減が図られているか。 (/100 点)		6 5	6 9
4 事業計画に沿った管理を安定して行う物 的能力及び人的能力を有しているか (/125 点)		9 5	9 2
5 地域経済を活性化することに寄与するこ とが認められるか (/50 点)		3 2	3 3
合計 (500 点満点)		3 6 8	3 5 2

第 7 8 号 議 案

体育施設（田主丸地域）の指定管理者の指定について

上記の議案を提出する。

平成 2 6 年 1 1 月 2 7 日

教育長 堤 正 則

提案理由

体育施設（田主丸地域）の管理を行わせる指定管理者を指定するため、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 4 条の 2 第 6 項の規定により市議会の議決を求めることについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 3 1 年法律第 1 6 2 号）第 2 9 条の規定に基づき、市長から意見を求められたものである。

体育施設（田主丸地域）の指定管理者の指定について

体育施設（田主丸地域）の指定管理者の指定について、別紙のとおり市議会に提出することに同意する。

第 号議案

体育施設（田主丸地域）の指定管理者の指定について

上記の議案を提出する。

平成 26 年 月 日

久留米市長 檜 原 利 則

提案理由

体育施設（田主丸地域）の管理を行わせる指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により市議会の議決を求めるものである。

体育施設（田主丸地域）の指定管理者の指定について

体育施設（田主丸地域）の管理を行わせる指定管理者を次のとおり指定する。

1 指定管理者に管理を行わせる公の施設

- (1) 久留米市田主丸ソフトボール場
- (2) 久留米市田主丸武徳館
- (3) 久留米市田主丸多目的運動室
- (4) 久留米市田主丸テニスコート
- (5) 久留米市田主丸多目的グラウンド
- (6) 久留米市田主丸体育館
- (7) 久留米市柳瀬サッカーコート

2 指定管理者に指定する者

久留米市田主丸町常盤 1 2 1 5 番地 1

特定非営利活動法人田主丸カル・スポクラブ

3 指定する期間

平成 2 7 年 4 月 1 日から平成 2 9 年 3 月 3 1 日まで

体育施設（田主丸地域）の指定管理者の指定について

1 指定管理者の選定

現在、市の直営にて管理運営を行っている「体育施設（田主丸地域）」について、平成27年4月1日からの指定管理者について、非公募により指定管理者候補者の選定手続きを行うもの。

2 対象施設

「体育施設（田主丸地域）」

久留米市田主丸ソフトボール場、久留米市田主丸武徳館、久留米市田主丸多目的運動室、久留米市田主丸テニスコート、久留米市田主丸多目的グラウンド、久留米市田主丸体育館、久留米市柳瀬サッカーコート

3 指定期間

平成27年度～平成28年度（2年間）

4 指定管理者候補者（案）

特定非営利活動法人 田主丸カル・スポクラブ

5 非公募による選定の理由-

体育施設（田主丸地域）の管理業務については、田主丸地域の総合型地域スポーツクラブである「特定非営利活動法人 田主丸カル・スポクラブ」が設立された当初の平成15年度より、同クラブに業務委託している。

同クラブは、田主丸地域における身近なクラブで、文化とスポーツの融合を図り、公益性の高いクラブづくりを目指しており、地域住民及び会員に対して、文化及びスポーツの振興を図る為の事業を行い、文化活動や生涯スポーツを通じて公益の増進に寄与することを目的として活動を行っている。

また、同クラブは田主丸地域の体育施設が集中する場所に活動拠点となるクラブハウスを有しており、施設の借用申請、利用料納付等の面において、利用者に対する利便性が非常に高い。

以上のことから、久留米市公の施設の指定管理者の指定手続き等に関する条例施行規則第2条第4号（地域の人材、団体等、政策的な方針に照らして合理的な理由があること）に該当し、公募によらずに指定管理者候補者として選定することとする。

6 スケジュール（予定）

10月	・ 申請書、事業計画書等の受付
11月	・ 仮協定の締結
12月	・ 指定管理者指定議案の提案

第 7 9 号 議 案

久留米市文化財の指定について

上記の議案を提出する。

平成 2 6 年 1 1 月 2 7 日

教育長 堤 正 則

提案理由

平成 2 6 年 1 0 月 1 4 日付で久留米市文化財専門委員会に諮問していた久留米市文化財指定申請物件について、同委員会より答申を受けたので、久留米市文化財保護条例第 4 条第 1 項の規定に基づき、久留米市文化財に指定しようとするものである。

久留米市文化財の指定について

次のとおり、久留米市指定文化財に指定する。

適用条例	種 別	名 称	所 在 地	所 有 者
	記号番号			
久留米市 文化財保護条例 第4条第1項	有形文化財 (歴史資料)	弓曳き童子	久留米市 諏訪野町1830 －6	久留米市
	歴第2号	附前川家 文書2点		
久留米市 文化財保護条例 第4条第1項	有形文化財 (歴史資料)	大川鉄道 4号機関車	久留米市三潯町 高三潯324－3	久留米市
	歴第3号			

○久留米市文化財保護条例（抜粋）

昭和47年10月20日

久留米市条例第43号

改正 昭和51年4月1日条例第13号

平成16年12月28日条例第113号

平成16年12月28日条例第140号

平成17年3月31日条例第8号

目次

第1章 総則（第1条—第3条）

第2章 市指定有形文化財（第4条—第19条）

第3章 市指定無形文化財（第20条—第25条）

第4章 市指定有形民俗文化財・市指定無形民俗文化財（第26条—第33条）

第5章 市指定史跡名勝天然記念物（第34条—第39条）

第6章 市選定保存技術（第40条—第44条）

第7章 罰則（第45条—第48条）

第8章 補則（第49条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、文化財保護法（昭和25年法律第214号。以下「法」という。）第182条第2項の規定に基づき、同法及び福岡県文化財保護条例（昭和30年福岡県条例第25号。以下「県条例」という。）の規定による指定を受けた文化財以外の文化財で、市の区域内に存するもののうち市にとって重要なものについて、その保存及び活用のため必要な措置を講じ、もって市民の文化的向上に資するとともに、我が国文化の進歩に貢献することを目的とする。

（昭51条例13・平16条例140・平17条例8・一部改正）

（定義）

第2条 この条例で「文化財」とは、法第2条第1項第1号から第4号までに掲げる有形文化財、無形文化財、民俗文化財及び記念物をいう。

（昭51条例13・一部改正）

（財産権の尊重及び他の公益との調整）

第3条 久留米市教育委員会（以下「委員会」という。）は、この条例の執行に当たっては、

関係者の所有権その他の財産権を尊重するとともに、文化財の保護と他の公益との調整に留意しなければならない。

(昭 5 1 条例 1 3 ・ 一部改正)

第 2 章 市指定有形文化財

(指定)

第 4 条 委員会は、市の区域内に存する有形文化財（法第 2 7 条第 1 項の規定により重要文化財に指定されたもの及び県条例第 4 条第 1 項の規定により福岡県指定有形文化財に指定されたものを除く。）のうち市にとって重要なものを、久留米市指定有形文化財（以下「市指定有形文化財」という。）に指定することができる。

2 前項の規定により指定をするときは、委員会は、あらかじめ指定しようとする有形文化財の所有者及び権原に基づく占有者の同意を得なければならない。ただし、所有者又は権原に基づく占有者が判明しない場合は、この限りでない。

3 第 1 項の規定により指定をするときは、委員会は、あらかじめ別に定める久留米市文化財専門委員会（以下「文化財専門委員会」という。）に諮問しなければならない。

4 第 1 項の規定による指定は、その旨を告示するとともに、当該有形文化財の所有者及び権原に基づく占有者に通知しなければならない。

5 第 1 項の規定による指定は、前項の規定による告示があった日からその効力を生ずる。

6 第 1 項の規定により指定をしたときは、委員会は、当該市指定有形文化財の所有者に指定書を交付しなければならない。

(昭 5 1 条例 1 3 ・ 一部改正)

(解除)

第 5 条 市指定有形文化財が市指定有形文化財としての価値を失った場合その他特殊の事由があるときは、委員会は、その指定を解除することができる。

2 前項の規定による指定の解除をするときは、前条第 3 項から第 5 項までの規定を準用する。

3 市指定有形文化財について、法第 2 7 条第 1 項の規定による重要文化財の指定があったとき又は県条例第 4 条第 1 項の規定による福岡県指定有形文化財の指定があったときは、市指定有形文化財の指定は解除されたものとする。

4 前項の規定による解除をするときは、委員会は、その旨を告示するとともに、当該市指定有形文化財の所有者及び権原に基づく占有者に通知しなければならない。

5 第 2 項において準用する前条第 4 項の規定による市指定有形文化財の指定の解除の通知を受けたとき及び前項の規定による通知を受けたときは、所有者は速やかに市指定有形文化財の指定書を委員会に返付しなければならない。

(昭51条例13・平16条例140・一部改正)

(所有者の管理義務及び管理責任者)

第6条 市指定有形文化財の所有者は、この条例並びにこれに基づいて定める委員会規則及び委員会の指示に従い、市指定有形文化財を管理しなければならない。

2 市指定有形文化財の所有者は、特別の事情があるときは、もっぱら自己に代わり当該市指定有形文化財の管理の責めに任ずべき者（以下「管理責任者」という。）を選任することができる。

3 前項の規定による管理責任者を選任したときは、市指定有形文化財の所有者は、速やかにその旨を委員会に届け出なければならない。管理責任者を解任した場合もまた同様とする。

4 管理責任者には、第1項の規定を準用する。

(昭51条例13・平16条例140・一部改正)

(所有者の変更等)

第7条 市指定有形文化財の所有者又は管理責任者が変更されたときは、新所有者又は所有者は、速やかにその旨を委員会に届け出なければならない。

2 市指定有形文化財の所有者又は管理責任者は、その氏名若しくは名称又は住所を変更したときは、速やかにその旨を委員会に届け出なければならない。

(昭51条例13・平16条例140・一部改正)

(滅失、き損等)

第8条 市指定有形文化財の全部又は一部が滅失し、若しくはき損し、又はこれを亡失し、若しくは盗み取られたときは、所有者又は管理責任者は、速やかにその旨を委員会に届け出なければならない。

(昭51条例13・平16条例140・一部改正)

(所在の変更)

第9条 市指定有形文化財の所在の場所を変更しようとするときは、所有者又は管理責任者は、あらかじめその旨を委員会に届け出なければならない。

(昭51条例13・一部改正)

(補助金の交付)

第10条 市指定有形文化財の管理又は修理につき多額の経費を要し、所有者がその負担に堪えない場合その他特殊な事情がある場合には、市はその経費の一部に充てさせるため、当該所有者に対し、予算の範囲内で補助金を交付することができる。

2 前項の補助金を交付する場合には、委員会は、その補助の条件として管理又は修理に関し必要な事項を指示するとともに、必要があると認めるときは当該管理又は修理について指揮

監督することができる。

(昭51条例13・一部改正)

(補助金の返還等)

第11条 前条第1項の規定による補助金の交付を受ける所有者が次の各号のいずれかに該当するときは、市は補助金の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は所有者に対し既に交付された補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

(1) 補助金の交付を受けた目的以外に補助金を使用したとき。

(2) 前条第2項の補助の条件に従わなかったとき。

(昭51条例13・平17条例8・一部改正)

(管理又は修理に関する勧告)

第12条 市指定有形文化財の管理が適当でないため当該市指定文化財が滅失し、若しくはき損し、又は盗み取られるおそれがあると認めるときは、委員会は所有者又は管理責任者に対し、管理方法の改善、保存施設の設置その他管理に関し、必要な措置を勧告することができる。

2 市指定有形文化財がき損している場合において、その保存のため必要があると認めるときは、委員会は所有者に対し、その修理について必要な勧告をすることができる。

3 前2項の規定による勧告に基づいてする措置又は修理のために要する費用は、予算の範囲内でその全部又は一部を市の負担とすることができる。

4 前項の規定により、市が費用の全部又は一部を負担する場合には、第10条第2項及び前条の規定を準用する。

(昭51条例13・一部改正)

(有償譲渡の場合の納付金)

第13条 市が修理又は管理に関し必要な措置（以下この条において「修理等」という。）につき第10条第1項の規定により補助金を交付し、又は前条第3項の規定により費用を負担した市指定有形文化財のその当時における所有者又はその相続人、受遺者若しくは受贈者は、補助又は費用負担に係る修理等が行われた後当該市指定有形文化財を有償で譲り渡した場合においては、当該補助金又は負担金の額の合計額から当該修理等が行われた後当該市指定有形文化財の修理等のため自己の費した金額を控除して得た金額を市に納付しなければならない。

2 前項に規定する「補助金又は負担金の額」とは、補助金又は負担金の額を、補助又は費用負担に係る修理等を施した市指定有形文化財又はその部分につき委員会が定める耐用年数で除して得た金額に、更に当該耐用年数から修理等を行った時以後当該市指定有形文化財の

譲渡の時までの年数を控除した残金の年数（１年に満たない部分があるときは、これを切り捨てる。）を乗じて得た金額に相当する金額とする。

- 3 補助又は費用負担に係る修理等が行われた後、当該市指定有形文化財を市に譲り渡した場合その他特別の事情がある場合には、市は、第１項の規定により納付すべき金額の全部又は一部の納付を免除することができる。

（昭５１条例１３・追加、平１７条例８・一部改正）

（現状変更等の制限）

第１４条 市指定有形文化財に関しその現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、委員会の許可を受けなければならない。ただし、現状の変更については維持の措置又は非常災害のために必要な応急措置を執る場合、保存に影響を及ぼす行為については影響の軽微である場合は、この限りでない。

- 2 前項ただし書に規定する維持の措置の範囲は、委員会が別に定める。
- 3 委員会は、第１項の許可を与える場合において、その許可の条件として同項の現状の変更又は保存に影響を及ぼす行為に関し、必要な指示をすることができる。
- 4 第１項の許可を受けた者が、前項の許可の条件に従わなかったときは、委員会は、許可に係る現状の変更若しくは保存に影響を及ぼす行為の停止及び復旧を命じ、又は許可を取り消すことができる。

（昭５１条例１３・旧第１３条繰下・一部改正）

（修理の届出等）

第１５条 市指定有形文化財を修理しようとするときは、あらかじめその旨を委員会に届け出なければならない。ただし、第１０条第１項の規定による補助金の交付、第１２条第２項の規定による勧告又は前条第１項の規定による許可を受けて修理を行う場合は、この限りでない。

- 2 市指定有形文化財の保護上必要があると認めるときは、委員会は、前項の規定による届出に係る修理に関し、技術的な指導及び助言をすることができる。

（昭５１条例１３・旧第１４条繰下・一部改正、平１７条例８・一部改正）

（公開）

第１６条 委員会は、市指定有形文化財の所有者に対し、期間を定めて委員会の行う公開の用に供するため、当該市指定有形文化財を出品することを勧告することができる。

- 2 委員会は、市指定有形文化財の所有者に対し、期間を定めて当該市指定有形文化財の公開を勧告することができる。
- 3 第１項の規定による出品のために要する費用は、市の負担とし、前項の規定による公開の

ために要する費用は、予算の範囲内でその全部又は一部を市の負担とすることができる。

4 委員会は、第1項の規定により市指定有形文化財が出品されたときは、その職員のうちから当該市指定有形文化財の管理の責に任すべき者を定めなければならない。

5 委員会は、第2項の規定による公開及び当該公開に係る市指定有形文化財の管理に関し、必要な指示をすることができる。

6 第1項又は第2項の規定により出品し、又は公開したことに起因して当該市指定有形文化財が滅失し、又はき損したときは、市は所有者に対しその通常生ずべき損失を補償する。ただし、所有者の責に帰すべき事由によって滅失し、又はき損した場合はこの限りでない。

(昭51条例13・旧第15条繰下・一部改正)

第17条 前条第2項の規定による公開の場合を除き、市指定有形文化財の所在を変更してこれを公衆の観覧に供するため第9条の規定による届出があった場合には、前条第5項の規定を準用する。

(昭51条例13・旧第16条繰下)

(調査)

第18条 委員会は、必要があると認めるときは、市指定有形文化財の所有者又は管理責任者に対し、当該市指定有形文化財の現状又は管理若しくは修理の状況について報告を求めることができる。

(昭51条例13・旧第17条繰下・一部改正)

(所有者変更に伴う権利義務の承継)

第19条 市指定有形文化財の所有者が変更したときは、新所有者は、当該市指定有形文化財に関し、この条例に基づいてする委員会の勧告、指示その他の処分による旧所有者の権利義務を承継する。

2 前項の場合には、旧所有者は、当該市指定有形文化財の引渡しと同時にその指定書を新所有者に引き渡さなければならない。

(昭51条例13・旧第18条繰下・一部改正、平17条例8・一部改正)

○久留米市文化財保護条例施行規則（抜粋）

昭和48年1月10日

久留米市教育委員会規則第1号

改正 昭和51年8月1日教育委員会規則第11号

平成17年1月25日教育委員会規則第15号

平成17年2月4日教育委員会規則第18号

（目的）

第1条 この規則は、久留米市文化財保護条例（昭和47年久留米市条例第43号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

（指定の申請）

第2条 条例第4条第1項、第20条第1項、第26条第1項及び第34条第1項に規定する文化財（以下「文化財」という。）の指定を受けようとするものは、次の各号に掲げる事項を記載した書面に写真又は図面を添えて久留米市教育委員会（以下「委員会」という。）に申請しなければならない。ただし、委員会が特別の事情があると認めたときは、申請の手続又は申請書記載事項の一部を省略することができる。

- （1）有形文化財、無形文化財、有形民俗文化財、無形民俗文化財又は史跡名勝天然記念物の区別
- （2） 名称
- （3） 所在地
- （4） 所有者及び権原に基づく占有者並びに管理責任者又は保持者及び保持団体（以下「所有者等」という。）の氏名（保持団体にあつては代表者）又は名称及び住所
- （5） 員数及び法量
- （6） 由来、徴証、伝説、作者及び伝来等
- （7） 現状
- （8） その他参考となる事項

2 文化財の指定申請は、所有者等又はこれらの者の委任を受けた代理人が行わなければならない。

（昭51教規則11・一部改正）

（指定書及び認定書の再交付申請）

第3条 指定書又は認定書を滅失し、若しくはき損し、又は亡失し、若しくは盗み取られたときは、再交付申請書に滅失等の事実を証明するに足る書類、若しくはき損した指定書又は認定書を添えて、その再交付を申請することができる。

(昭51教規則11・一部改正)

(無形文化財保持者の届出事由)

第4条 条例第22条に規定するその他委員会規則に定める事由とは、文化財の保持に影響を及ぼす程度の心身の故障をいう。

(昭51教規則11・一部改正)

(現状変更等の申請及び届出)

第5条 条例第14条第1項及び第38条第1項に規定する現状変更等の許可申請は、現状変更等をしようとする日の30日前までに行わなければならない。

2 条例第15条第1項(第39条において準用する場合を含む。)又は条例第28条第1項に規定する届出は、修理又は変更しようとする日の30日前までに行わなければならない。

3 委員会は、特別の事情があるときは、前2項の期間を短縮することできる。

4 条例第14条第2項及び第38条第2項に規定する維持の措置の範囲は、次の各号に掲げる場合とする。

(1) 市指定有形文化財及び市指定史跡名勝天然記念物がき損している場合において、その価値に影響を及ぼすことなく当該文化財をその指定当時の原状(指定後において原状変更の許可を受けたものについては、当該現状変更後の原状)に復するとき。

(2) 市指定有形文化財及び市指定史跡名勝天然記念物がき損している場合において、当該き損の拡大を防止するため応急の措置をとるとき。

(昭51教規則11・一部改正)

(選定の基準)

第6条 条例第40条第1項に規定する保存技術の選定は、次の各号に掲げる基準によるものとする。

(1) 文化財の修理復旧に必要な技術

(2) 文化財の保存に欠くことのできない伝統的な技術又は技能

(昭51教規則11・追加)

(経費の負担及び補助の申請)

第7条 条例の規定により文化財の管理、修理及び保存又は公開等のために要する経費の負担又は補助を受けようとするときは、次の各号に掲げる事項を記載した申請書2通を委員会に提出しなければならない。

(1) 文化財の名称並びに指定書又は認定書及び当該通知書の記号番号並びに指定又は認定の年月日

(2) 申請の理由

(3) 負担金又は補助金の交付申請額並びに所要経費の見積書及び事業の仕様書

(4) 事業等を行う場合は、当該事業施行者の住所、氏名及び施行期間

2 前項の申請の内容を変更する必要があるときは、直ちに委員会に届け出て、その承認を受けなければならない。

(昭51教規則11・旧第6条繰下・一部改正)

(出品等により市の負担する費用の範囲)

第8条 条例の規定により文化財を出品又は公開する場合に、市が負担する費用の額は、次の各号に掲げる費用の範囲内とする。

(1) 運送費又は荷造費

(2) 文化財の移動に際し、委員会が当該文化財に運送保険の必要を認めた場合は、その保険料

(3) 出品又は公開のための施設及び設備の設置に要する経費、その他宣伝及び警備等に要する経費

(4) 所有者等及び管理責任者に対する報償金

(5) 前各号のほか、委員会が特に認めた経費

(昭51教規則11・旧第7条繰下・一部改正)

(台帳)

第9条 委員会は、次の各号に掲げる事項を記載した文化財台帳を備えるものとする。

(1) 記号番号

(2) 第2条第1項第1号から第6号までに規定する事項

(3) 指定又は指定年月日

(4) 指定又は指定の事由

(5) 指定又は指定当時の文化財の状況

(6) 指定又は指定後の文化財の経過

(7) その他参考となる事項

(昭51教規則11・旧第8条繰下・一部改正)

(調査及び報告等)

第10条 委員会は、この規則の規定による届出及び申請等について、必要があると認めるときは、実地調査等の実施又は関係者の報告若しくは必要書類等の提出を求めることができる。

(昭51教規則11・旧第9条繰下・一部改正)

第 8 0 号議案

平成 2 7 年度久留米市立久留米特別支援学校高等部入学者選考要項及び
平成 2 7 年度久留米市立久留米特別支援学校高等部訪問教育入学者選考要
項について

上記の議案を提出する。

平成 2 6 年 1 1 月 2 7 日

教育長 堤 正 則

提案理由

平成 2 7 年度久留米市立久留米特別支援学校高等部入学者選考要項及び平成
2 7 年度久留米市立久留米特別支援学校高等部訪問教育入学者選考要項を定め
ようとするものである。

平成27年度 久留米市立久留米特別支援学校 高等部 入学者 選考 要 項

第1 基本方針

- 1 久留米特別支援学校高等部入学者の選考は、入学を希望する者について、その障害の種類や程度及び個人の資質や能力を公正に判定することを基本として行うものとする。
- 2 久留米特別支援学校高等部入学者の選考は、志願者の在学又は卒業した学校の校長（以下「出身学校長」という。）から提出される調査書、学力検査、身体機能検査、健康診断、面接等により行うものとする。

第2 入学志願手続

1 志願資格

障害が学校教育法施行令第22条の3に示す知的障害の程度に該当する者で、久留米市に在住し、かつ、次の事項に該当する者

- (1) 特別支援学校中学部若しくは中学校を卒業した者又は平成27年3月卒業見込みの者
- (2) 中等教育学校の前期課程を修了した者又は平成27年3月修了見込みの者
- (3) 学校教育法施行規則第95条に基づき、(1)と同等以上の学力があると認められた者

2 募集学科及び定員

募集学科及び定員は、次のとおりとする。

学 科	募集定員
普通科	53人

3 志願書類

(1) 入学願書

入学志願者は、入学願書（久留米市立久留米特別支援学校学則第3号様式）に必要な事項を記入し、出身学校長を経由の上、久留米特別支援学校長へ提出すること。

(2) 調査書

出身学校長は、志願者の調査書（久留米特別支援学校で定める様式）を作成し、久留米特別支援学校長へ提出するものとする。この場合、出身学校長は自らを委員長とする「調査書作成委員会」を設け、生徒指導要録に準拠して厳正に作成すること。

(3) その他久留米特別支援学校長が必要とする書類

4 入学選考料

入学選考料は無料とする。

5 志願書類提出期間

志願書類の久留米特別支援学校長への提出期間(募集期間)は、平成 27 年 2 月 2 日(月)午前 9 時から平成 27 年 2 月 9 日(月)正午までとする。

6 志願書類の受付

久留米特別支援学校長は、提出された志願書類を精査確認の上、受け付けること。
なお、受検票には、受検番号を記入し、公印を押印して交付するものとする。

第 3 入学者選考

1 選考の方法

- (1) 選考にあたっては、久留米特別支援学校長を責任者とする「入学者選考委員会」を組織するものとする。
- (2) 入学者選考委員会は、選考の手續及び基準を作成するものとする。
- (3) 選考は、調査書及び諸検査等の資料を精査の上、総合的な判定により可否を決定するものとする。

2 検査内容

学力検査、身体機能検査、健康診断、面接、その他必要な検査等については、久留米特別支援学校長が定めるものとする。

3 検査期日・日程

- (1) 検査期日は、平成 27 年 2 月 20 日(金)とする。
- (2) 日程は、久留米特別支援学校長が定めるものとする。

4 検査場等

- (1) 検査は、久留米特別支援学校において行うものとする。
- (2) 採点、評価等は、久留米特別支援学校において行うものとする。

5 検査場責任者

久留米特別支援学校長を検査場責任者とする。

第 4 合格者発表

- 1 合格者発表の期日は、平成 27 年 3 月 11 日(水)午前 9 時に行うものとする。
- 2 合格者発表は、久留米特別支援学校で行うものとする。

第 5 募集要項

久留米特別支援学校長は、この要項に基づき募集要項を作成するものとする。

第 6 二次募集

合格者発表時に、合格者の人数が募集定員に満たない場合は、原則として二次募集を行うものとする。

平成 27 年度 久留米市立久留米特別支援学校 高等部 訪問教育 入学者 選考 要 項

第 1 基本方針

- 1 久留米特別支援学校高等部訪問教育入学者の選考は、入学を希望する者について、訪問教育の必要性や障害の種類や程度及び個人の資質や能力を公正に判断することを基本として行うものとする。
- 2 久留米特別支援学校高等部訪問教育入学者の選考は、志願者の在学する、又は卒業した学校の校長（以下「出身学校長」という。）から提出される調査書、学力検査、身体機能検査、健康診断、面接等により行うものとする。

第 2 入学志願手続

1 志願資格

障害が学校教育法施行令第 22 条の 3 に示す知的障害の程度に該当する者で、原則として保護者とともに久留米市に在住し、かつ、次の事項に該当する者

- (1) 特別支援学校中学部 3 年で訪問教育を受けていた者で、昭和 56 年 3 月以後卒業した者又は平成 27 年 3 月卒業見込みの者
- (2) 原則として特別支援学校中学部を昭和 56 年 3 月以後卒業した者又は平成 27 年 3 月卒業見込みの者で、障害の重度・重複化により通学して高等部教育を受けることが困難な者
- (3) その他、久留米特別支援学校長が定める資格・要件に基づき、久留米特別支援学校高等部訪問教育が適当と認められた者

2 募集学科及び定員

募集学科及び定員は、次のとおりとする。

学 科	募集定員
普通科	3 人

3 志願書類

(1) 入学願書

入学志願者は、入学願書（久留米市立久留米特別支援学校学則第 3 号様式）に必要事項を記入し、出身学校長を経由の上、久留米特別支援学校長へ提出すること。

(2) 調査書

出身学校長は、志願者の調査書（久留米特別支援学校で定める様式）を作成し、久留米特別支援学校長へ提出するものとする。この場合、出身学校長は自らを委員長とする「調査書作成委員会」を設け、生徒指導要録に準拠して厳正に作成すること。

(3) その他久留米特別支援学校長が必要とする書類

4 入学選考料

入学選考料は無料とする。

5 志願書類提出期間

志願書類の久留米特別支援学校長への提出期間（募集期間）は、平成 27 年 2 月 2 日（月）午前 9 時から平成 27 年 2 月 9 日（月）正午までとする。

6 志願書類等の受付

久留米特別支援学校長は、提出された志願書類を精査確認の上、受け付けること。
なお、受検票には受検番号を記入し、公印を押印して交付するものとする。

第 3 入学者選考

1 検査内容

学力検査、身体機能検査、健康診断、面接、その他必要な検査等については、久留米特別支援学校長が定めるものとする。

2 検査期日・日程

- (1) 検査期日は、平成 27 年 2 月 16 日（月）から平成 27 年 2 月 20 日（金）の期間内で久留米特別支援学校長が定めるものとする。
- (2) 日程は、久留米特別支援学校長が定めるものとする。

3 検査場等

- (1) 検査は、久留米特別支援学校において行うものとする。ただし、志願者の障害の状況等により、必要に応じて家庭や施設等で行うこともできるものとする。
- (2) 採点、評価等は、久留米特別支援学校において行うものとする。

4 選考の方法

- (1) 選考にあたっては、久留米特別支援学校長を責任者とする「入学者選考委員会」を組織するものとする。
- (2) 入学者選考委員会は、選考の手続き及び基準を作成するものとする。
- (3) 選考は、調査書及び諸検査等の資料を精査の上、総合的な判断により入学者を決定するものとする。

第 4 合格者発表

- 1 合格者発表の期日は、平成 27 年 3 月 11 日（水）午前 9 時に行うものとする。
- 2 合格者発表は、久留米特別支援学校で行うものとする。

第 5 募集要項

久留米特別支援学校長は、この要項に基づき募集要項を作成するものとする。

学校教育法施行令（抜粋）

第2章 視覚障害者等の障害の程度

第22条の3 法第75条の政令で定める視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者又は病弱者の障害の程度は、次の表に掲げるとおりとする。

区分	障害の程度
視覚障害者	両眼の視力がおおむね〇・三未満のもの又は視力以外の視機能障害が高度のもののうち、拡大鏡等の使用によつても通常の文字、図形等の視覚による認識が不可能又は著しく困難な程度のもの
聴覚障害者	両耳の聴力レベルがおおむね六〇デシベル以上のものうち、補聴器等の使用によつても通常の話声を解することが不可能又は著しく困難な程度のもの
知的障害者	1 知的発達の遅滞があり、他人との意思疎通が困難で日常生活を営むのに頻繁に援助を必要とする程度のもの 2 知的発達の遅滞の程度が前号に掲げる程度に達しないものうち、社会生活への適応が著しく困難なもの
肢体不自由者	1 肢体不自由の状態が補装具の使用によつても歩行、筆記等日常生活における基本的な動作が不可能又は困難な程度のもの 2 肢体不自由の状態が前号に掲げる程度に達しないものうち、常時の医学的観察指導を必要とする程度のもの
病弱者	1 慢性の呼吸器疾患、腎臓疾患及び神経疾患、悪性新生物その他の疾患の状態が継続して医療又は生活規制を必要とする程度のもの 2 身体虚弱の状態が継続して生活規制を必要とする程度のもの

- 備考 1 視力の測定は、万国式試視力表によるものとし、屈折異常があるものについては、矯正視力によつて測定する。
- 2 聴力の測定は、日本工業規格によるオーディオメータによる。

第 8 1 号議案

久留米市立小中学校通学区域審議会委員の任命又は委嘱について

上記の議案を提出する。

平成 2 6 年 1 1 月 2 7 日

教育長 堤 正則

提案理由

久留米市立小中学校通学区域審議会委員の任期満了に伴い、後任の委員の任命又は委嘱をしようとするものである。

久留米市立小中学校通学区域審議会委員の任命又は委嘱について

久留米市立小中学校通学区域審議会規則第4条の規定により、下記の者を久留米市立小中学校通学区域審議会委員に任命又は委嘱する。

記

	区 分	氏 名	所 属	任 期
1	知 識 経 験 者	よしだ きみよう 吉田 帰命	久留米市議会	平成26年 12月1日から 平成28年 11月30日まで
2	〃	さかい まさき 坂井 政樹	〃	
3	〃	つかもと とくゆき 塚本 篤行	〃	
4	〃	ふじばやし えいこ 藤林 詠子	〃	
5	〃	ごとう けいすけ 後藤 敬介	〃	
6	〃	まつうら しのぶ 松浦 忍	久留米男女共同参画推進 ネットワーク	
7	〃	よしだ てるあき 吉田 輝彰	久留米市校区まちづくり 連絡協議会	
8	市立小中学校の父母教師会の役員	いしばし みきお 石橋 幹雄	久留米市立長門石小学校 父母教師会	
9	〃	かわづ まり 川津 麻里	久留米市立櫛原中学校 父母教師会	
10	市立小中学校の校長	ほり たみこ 堀 民子	久留米市立山川小学校	
11	〃	いちまる しょうこ 市丸 祥子	久留米市立弓削小学校	
12	〃	ごんどう ひろふみ 権藤 博文	久留米市立筑邦西中学校	
13	市立小中学校の教職員	くましろ むつこ 神代 睦子	久留米市立江南中学校	
14	市の職員	ながしま まさあき 長嶋 正明	協働推進部	
15	〃	いざき よりこ 伊崎 より子	協働推進部	

久留米市立小中学校通学区域審議会委員新旧対照表

区分	旧 名 簿		新 名 簿 (H26. 12. 1～)	
	氏名	所属	氏名	所属
知識経験者	よしだ きみよう 吉田 帰命	久留米市議会	よしだ きみよう 吉田 帰命	久留米市議会
〃	さかい まさき 坂井 政樹	〃	さかい まさき 坂井 政樹	〃
〃	つかもと とくゆき 塚本 篤行	〃	つかもと とくゆき 塚本 篤行	〃
〃	ふじばやし えいこ 藤林 詠子	〃	ふじばやし えいこ 藤林 詠子	〃
〃	ごとう けいすけ 後藤 敬介	〃	ごとう けいすけ 後藤 敬介	〃
〃	まつうら しのぶ 松浦 忍	久留米男女共同参画推進ネットワーク	まつうら しのぶ 松浦 忍	久留米男女共同参画推進ネットワーク
〃	よしだ てるあき 吉田 輝彰	久留米市校区まちづくり連絡協議会	よしだ てるあき 吉田 輝彰	久留米市校区まちづくり連絡協議会
市立小中学校の父母教師会の役員	いしばし みきお 石橋 幹雄	久留米市立長門石小学校父母教師会	いしばし みきお 石橋 幹雄	久留米市立長門石小学校父母教師会
〃	かわづ まり 川津 麻里	久留米市立櫛原中学校父母教師会	かわづ まり 川津 麻里	久留米市立櫛原中学校父母教師会
市立小中学校の校長	ほり たみこ 堀 民子	久留米市立山川小学校	ほり たみこ 堀 民子	久留米市立山川小学校
〃	いちまる しょうこ 市丸 祥子	久留米市立弓削小学校	いちまる しょうこ 市丸 祥子	久留米市立弓削小学校
〃	ごんどう ひろふみ 権藤 博文	久留米市立筑邦西中学校	ごんどう ひろふみ 権藤 博文	久留米市立筑邦西中学校
市立小中学校の教職員	くましろ むつこ 神代 睦子	久留米市立江南中学校	くましろ むつこ 神代 睦子	久留米市立江南中学校
市の職員	ながしま まさあき 長嶋 正明	協働推進部	ながしま まさあき 長嶋 正明	協働推進部
〃	いざき よりこ 伊崎 より子	〃	いざき よりこ 伊崎 より子	〃

15人/委員数

議案81-資料1

15人/委員数

○久留米市立小中学校通学区域審議会規則

昭和 40 年 10 月 21 日

久留米市教育委員会規則第 6 号

~~~~~

(組織)

第 3 条 審議会は、委員 15 人以内をもつて組織する。

- 2 前項の規定にかかわらず、特定の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員を任命し、又は委嘱することができる。この場合において、その数は特定の事項別に 2 人以内とする。

(平 8 教規則 5・一部改正)

(委員)

第 4 条 審議会の委員は、次に掲げるものについて教育委員会が任命又は委嘱する。

- (1) 知識経験者
- (2) 市立小中学校の父母教師会の役員
- (3) 市立小中学校の校長
- (4) 市立小中学校の教職員
- (5) 市の職員
- (6) その他教育委員会が必要と認めるもの

(平 8 教規則 5・平 9 教規則 4・平 25 教規則 19・一部改正)

(委員の任期)

第 5 条 前条第 1 項の委員の任期は、2 年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 3 第 3 条第 2 項の臨時委員の任期は、2 年を超えない範囲内で当該特定の事項を調査審議するため教育委員会が必要と認めた期間とする。ただし、当該特定の事項に関する調査審議が終了しない場合には、同様の取扱いにより再任又は委嘱の更新を行うことができるものとする。

- 4 前項の任期にかかわらず、当該特定の事項の調査審議が終了した場合には、臨時委員はその任を解かれたものとみなす。

## 第 8 2 号議案

久留米市立小中学校等管理規則の一部を改正する規則

上記の議案を提出する。

平成 2 6 年 1 1 月 2 7 日

教育長 堤 正則

### 提案理由

小学校、中学校及び特別支援学校の学期及び夏季休業日の期間を変更し、教育活動の充実を図るため、規則の一部を改正しようとするものである。



## 久留米市立小中学校等管理規則の一部を改正する規則

久留米市立小中学校等管理規則（昭和 3 2 年久留米市教育委員会規則第 6 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項中「8 月 3 1 日」を「8 月 2 4 日」に、「9 月 1 日」を「8 月 2 5 日」に改める。

第 3 条第 1 項第 2 号中「8 月 3 1 日」を「8 月 2 4 日」に改める。

附 則

この規則は、平成 2 7 年 4 月 1 日から施行する。

久留米市立小中学校等管理規則 新旧対照表

| 現行                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               | 改正後                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>第1条 略<br/>(学年、学期)</p> <p>第2条 学年は4月1日に始まり翌年3月31日に終る。</p> <p>2 学年を分けて次の3学期とする。</p> <p>第1学期 4月1日から<u>8月31日</u>まで</p> <p>第2学期 <u>9月1日</u>から12月31日まで</p> <p>第3学期 1月1日から3月31日まで</p> <p>(休業日)</p> <p>第3条 休業日は、学校教育法施行規則(昭和22年文部省令第11号)第61条各号(同規則第79条で準用する場合を含む。)に規定する日とし、同条第3号に規定する教育委員会が定める日は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 学年始休業日 4月1日から4月4日まで</p> <p>(2) 夏季休業日 7月21日から<u>8月31日</u>まで</p> <p>(3) 冬季休業日 12月25日から1月7日まで</p> <p>(4) 学年末休業日 3月25日から3月31日まで</p> <p>(5) 指定休業日<br/>久留米市教育委員会(以下「教育委員会」という。)が特に指定する日</p> <p>(6) その他の休業日 校長が必要と認める日</p> <p>(以下略)</p> | <p>第1条 略<br/>(学年、学期)</p> <p>第2条 学年は4月1日に始まり翌年3月31日に終る。</p> <p>2 学年を分けて次の3学期とする。</p> <p>第1学期 4月1日から<u>8月24日</u>まで</p> <p>第2学期 <u>8月25日</u>から12月31日まで</p> <p>第3学期 1月1日から3月31日まで</p> <p>(休業日)</p> <p>第3条 休業日は、学校教育法施行規則(昭和22年文部省令第11号)第61条各号(同規則第79条で準用する場合を含む。)に規定する日とし、同条第3号に規定する教育委員会が定める日は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 学年始休業日 4月1日から4月4日まで</p> <p>(2) 夏季休業日 7月21日から<u>8月24日</u>まで</p> <p>(3) 冬季休業日 12月25日から1月7日まで</p> <p>(4) 学年末休業日 3月25日から3月31日まで</p> <p>(5) 指定休業日<br/>久留米市教育委員会(以下「教育委員会」という。)が特に指定する日</p> <p>(6) その他の休業日 校長が必要と認める日</p> <p>(以下略)</p> <p>附 則<br/>この規則は、平成27年4月1日から施行する。</p> |

# 学校の教育活動を充実するため、 夏休みを1週間短縮します

久留米市では、本年度中に市立小・中学校全ての普通教室に空調設備を設置します。

その有効活用を図る1つの方法として、平成27年度から市立の全小学校、中学校、特別支援学校の夏休みを1週間短縮し、2学期の始業式を8月25日とします。

夏休みを短縮することで、次のような学校教育活動の充実を図っていきます。

## ■個に応じた指導を充実します

平成23年度に小学校、24年度に中学校の新学習指導要領が全面実施となり、授業時間数が増加となりました。それに伴い、基礎学力を定着するための繰り返し学習や、じっくり考え問題に取り組む学習を行うことが求められています。

そこで、夏休みを1週間短縮し、教育活動を行うことができる期間を増やすことにより、個に応じた学習指導をさらに充実させることができます。

## ■学校行事や学級活動の充実を図ります

夏休みを1週間短縮することで、各学校の工夫により柔軟な対応ができるようになります。

例えば、2学期に予定されている運動会などの学校行事のための準備の時間として、又は学級の子どもたちが協力してよりよい学級や人間関係をつくるために話し合いなどをする学級活動の時間として活用することが考えられます。

## ■児童、生徒とふれあう時間を確保します

現在各学校では、放課後の時間が慌ただしくなり、子どもたちと先生たちがゆっくりと話す時間が少なくなってきました。夏休みを1週間短縮した分、余裕のある時間割の編成ができ、子どもたちが安心して学校で生活できるようにするための個人面談や教育相談などの時間を充実させることができます。

## 久留米市教育委員会不祥事防止対策検討委員会の設置について

### 1 検討委員会設置の経緯

県費負担教職員の不祥事防止対策については、従来、県教育委員会主導で行われてきたが、今年度は県内の市町村立小中学校で不祥事案が頻発したことから、県教育委員会の不祥事防止対策の見直しに伴い、市教育委員会に不祥事防止対策検討委員会を設置し、不祥事防止対策に取り組むこととなった。

### 2 県教育委員会の主な取組内容

- (1) 市町村教育委員会に対し、不祥事防止対策検討委員会(仮称)の設置依頼
  - ・ 検討事項…服務規律の確保、教職員に対する広報・啓発、発生原因の検証と防止対策の立案推進、未然防止対策の一環としてのメンタルヘルス対策等の実施の検討
  - ・ 構成…委員長＝教育長、委員＝部長(但し、市教育委員会の委員会では「副委員長」とする。)人事・服務・法務を担当する幹部職員。必要に応じオブザーバーとして有識者(顧問弁護士、産業医)
  - ・ 開催時期等…原則として四半期毎
- (2) 教育事務所に不祥事防止対策推進委員会(仮称)を設置
  - ・ 検討事項…不祥事防止対策の実施状況の把握、課題の分析、統一的な対策の検討
  - ・ 構成…委員長＝所長、委員＝副所長、主幹指導主事、人事管理主事、教育長、人事・服務・法務部門担当部長等幹部職員。必要に応じオブザーバーとして有識者
  - ・ 開催時期等…原則として年2回以上

### 3 その他留意事項

昨今の不祥事の特徴として、私生活上の問題や個人的な欲求から発生しているため、職員個々の当事者意識を持たせる対策や、職員個々の私生活にまで立ち入った対策を講じることが求められている。

### 4 市の対応(案)

- (1) 久留米市不祥事防止対策検討委員会要綱の制定…別紙参照
- (2) 各学校への周知…定例校長会等を通じて、本件の趣旨及び具体的な取組内容を周知

## 久留米市教育委員会不祥事防止対策検討委員会設置要綱（案）

### （目的）

第1条 この要綱は、久留米市立学校における不祥事防止対策を目的として、久留米市教育委員会事務局に久留米市教育委員会不祥事防止対策検討委員会（以下「検討委員会」という。）を設置することに関し、必要な事項を定めるものとする。

### （検討事項）

第2条 検討委員会は、不祥事の防止に向けて、次の観点から検討を行い、具体的な対策等を検討するものとする。

- 一 各学校内における職場研修、個人面談の実施等による服務規律の確保
- 二 教職員に対する広報啓発
- 三 不祥事案の発生原因の検証及びこれに基づく防止対策の立案・推進
- 四 不祥事の未然防止対策の一環としてのメンタルヘルス対策等の実施
- 五 その他定例校長会等において示達する不祥事防止対策の企画・立案

### （検討委員会の構成）

第3条 検討委員会は、委員長一名、副委員長一名、委員若干名をもって組織するものとし、委員長は教育長をもって充て、副委員長は教育部長をもって充てるものとする。

- 2 委員は、原則として教育部次長、学校教育改革担当次長、教職員課長、学校教育課長をもって充てるものとし、その他必要な委員は、事務局職員の中から教育長が指名する。ただし、不祥事が実際に発生した後に発生原因の検証や今後の対策を講じる上で、有識者の意見なくしては対応が困難であると判断した場合にあっては、必要に応じて、顧問弁護士や産業医等の専門家をオブザーバーとして加えることができるものとする。

### （検討委員会の開催等）

第4条 検討委員会は、不祥事案の発生の有無にかかわらず、原則として4半期ごとに開催するものとする。

- 2 検討委員会における検討事項として、特に職員個々の不祥事問題に対する当事者意識を高めるための方策の検討に留意するものとする。
- 3 検討委員会における検討に際して、疑義が生じる場合にあっては、福岡県教育委員会に対して助言を求めることができるものとする。

### （庶務）

第5条 検討委員会にかかわる庶務は、教職員課においてこれを処理する。

### （その他）

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

### 附 則

この要綱は、平成26年12月1日から施行する。

協議1-2

久留米市教育委員会不祥事防止対策検討委員会名簿(案)

| 区 分  | 役職名           | 備 考 |
|------|---------------|-----|
| 委員長  | 教育長           |     |
| 副委員長 | 教育部長          |     |
| 委員   | 教育部次長         |     |
|      | 教育部学校教育改革担当次長 |     |
|      | 教職員課長         |     |
|      | 学校教育課長        |     |
|      | その他教育長が指名する者  |     |
| 事務局  | 教職員課人事管理主任    |     |
|      | 教職員課 課長補佐     |     |

## 県費負担教職員の不祥事防止対策の実施について

これまで、政令市を除く県費負担教職員の不祥事防止対策については、県教育委員会主導で行ってきたところである。

しかしながら今年度に入って、市町村立の小中学校において不祥事が毎月のように発生しており、不祥事防止対策自体のやり方を見直す必要がある。

特に昨今の不祥事の多くは、私生活上の問題や個人的な欲求から生じており、これを防止するためには、職員個々に当事者意識を持たせるような対策を講じる必要があるとともに、職員個々の私生活にまで立ち入った対策を講じることができると否かがポイントになる。

そこで今後は、効果的な不祥事防止対策を実施するため、次のとおり、市町村教育委員会に不祥事防止対策のための検討委員会の設置を依頼するとともに、これをより効果的なものとするため、情報交換等の役割を担う場として教育事務所に不祥事防止対策のための推進委員会を置くものとする。

### 1 市町村教育委員会に設置することとなる不祥事防止対策検討委員会（仮称）

#### （1）主な検討事項

- ア 職場研修、個人面談の実施等による服務規律の確保
- イ 不祥事防止対策に向けた教職員に対する広報啓発
- ウ 不祥事案の発生原因の検証及びこれに基づく防止対策の立案・推進
- エ 不祥事の未然防止対策の一環としてのメンタルヘルス対策の実施

#### （2）検討委員会の構成

委員長を教育長とし、委員に教育部長、人事担当課長等の人事・服務・法務を担当する幹部職員をもって充てる。なお、不祥事が実際に発生した後に、有識者の意見なくしては対応が困難であると判断した場合にあっては、オブザーバーとして顧問弁護士や産業医を加えることができるものとする。

#### （3）検討委員会の開催時期

原則として4半期ごとに開催を予定

### 2 教育事務所に設置することとなる各地区不祥事防止対策推進委員会（仮称）

#### （1）主な検討事項

- ア 不祥事防止対策の実施状況の把握
- イ 不祥事防止に係る課題の分析
- ウ 統一的に推進すべき不祥事防止対策の検討

#### （2）推進委員会の構成

教育事務所長を委員長として、他の構成メンバーとしては次のとおり。

教育事務所・・・副所長（管理・指導）、主幹指導主事、人事管理主事

市町村教委・・・教育長、人事・服務・法務部門担当部長等幹部職員

なお、外部有識者をオブザーバーとして推進委員会に加えることができるものとする。

#### （3）推進委員会の開催

原則として年2回以上開催

## 教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行状況に関する 点検及び評価（平成 25 年度分）について

### 1 点検・評価の趣旨

地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づき、教育委員会では、平成 20 年度（平成 19 年度分）から、その権限に属する事務の管理及び執行状況に関する点検・評価を行っている。

○地方教育行政の組織及び運営に関する法律（抜粋）

第 27 条 教育委員会は、毎年、その権限に属する事務（…中略…）の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならない。

2 教育委員会は、前項の点検及び評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとする。

### 2 点検・評価の実施手法

- (1) 教育委員会の活動状況や主要な施策及び事務事業の取組状況についてとりまとめ、課題の整理や施策等の方向性を明らかにし、今後における効果的な教育行政の推進を図る。
- (2) 点検・評価の結果を市議会に報告するとともに公表することで、市民への説明責任を果たし、信頼される教育行政を推進する。
- (3) 点検・評価に当たっては、「教育委員会の権限に属する事務」及び「教育長及び教育委員会事務局職員に委任された事務」のそれぞれを対象とし、教育委員会の会議の活動状況及び教育施策要綱に掲げる施策の進捗状況について整理する。
- (4) 報告書の取りまとめに際して、学識経験者の意見を徴取する。



### 3 報告書の概要

| 項 目                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               | 概 要                                                                                           |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1. はじめに                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           | 点検及び評価についての基本的な考え方等を記載。                                                                       |
| 2. 点検及び評価の実施手法                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |                                                                                               |
| 3. 教育委員会の権限に属する事務の状況                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              | 教育委員会会議の開催及び運営状況として、議案の処理状況や報告事項の内容などを記載。                                                     |
| 4. 教育長及び教育委員会事務局に委任された事務の状況                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       | 教育行政の具体的な事務の執行状況について、平成 25 年度教育施策要綱の事業区分に従って、その実施状況・成果及び今後の方向性等を記載。<br>なお、施策ごとに以下のような構成としている。 |
| <p>【報告書の構成】</p> <div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="margin-right: 20px;">施策ごと</div> <div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; text-align: center;">取組の概要</div> <div style="text-align: center;">↓</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; text-align: center;">平成 25 年度に実施した事業の概要</div> <div style="text-align: center;">↓</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; text-align: center;">重点事業シート</div> <div style="text-align: center;">↓</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; text-align: center;">その他の事業(一覧表)</div> </div> </div> |                                                                                               |
| 5. 今後の方向性について                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     | 平成 25 年度の成果や課題等を踏まえ、次年度の基本的方針や重点取組等について記載。                                                    |
| 6. 点検・評価に関する学識経験者からの意見                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            | 2 名の学識経験者の意見を掲載。                                                                              |
| 参考資料                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              | 平成 25 年度教育施策要綱(抜粋)や学校設置状況・進路状況等の資料を掲載。                                                        |

### 4 点検・評価に関する学識経験者からの意見(要旨)

(福岡教育大学教授 井上 豊久 氏)

- ・全体としては、教育委員会は「教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行」を適切に実施していると評価する。
- ・昨年度に指摘した数量的な目標の設定や適切な目標数値、並びに客観的な評価根拠の提示に関しては、今回の報告書の中で重点事業シートを作成されたことにより、一定の改善が図られたことについて評価できる。今後は、さらに評価の指標や目標のうち、一部でも子どもの変容が根拠として示されていければ望ましいと考える。
- ・これまでの施策推進の結果、量的評価からその人材や組織の活動内容・活動実績等も評価する質的評価を取り入れることが望まれ、質的評価システムの開発が期待される。そのためには、聞き取りによる評価も一部取り入れることの検討も必要。
- ・可能であれば、短・中・長期の評価が体系的に行われることが望まれ、中・長期計画に関しても計画変更を行うことが求められる。また、この単年度の評価がどう活かされ、どのような対応が行われたのかに関する来年度の提示が期待される。

(福岡教育大学教授 江頭 理江 氏)

- ・平成24年度分の「教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行状況に関する点検及び評価」が適切に行われたと判断した。
- ・平成24年度の報告書については、昨年度に比して改善が図られており、久留米市教育委員会が、重点事業を含め着実な取り組みを行い、一定の成果を上げていることが、よく理解できる内容となっている。
- ・一方で、報告書全体を通して、成果目標の設定をより具体的な内容とすることで、成果と今後の方向性がより明確になり、評価の向上に寄与するのではないかという印象を持った。
- ・24年度分においては「未達成」という形で評価されている取り組みが、成果目標の設定次第では「概ね達成」や「達成」に成り得るものも多いように思う。

## 5 今後のスケジュール

- 11月27日(定例会)・・・事務局から点検・評価の概要を説明
- 12月上旬・・・教育委員へ報告(案)を送付
- 12月19日(定例会)・・・教育委員からの意見集約
- 1月中旬・・・学識経験者からの意見書の徴取
- 1月29日(定例会)・・・教育委員会議決(予定)、議会報告

教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行状況に  
関する点検及び評価（平成25年度分）報告書目次

|                                  |     |
|----------------------------------|-----|
| 1. はじめに.....                     | 2   |
| 2. 点検及び評価の実施手法 .....             | 4   |
| 3. 教育委員会の権限に属する事務の状況 .....       | 5   |
| (1) 教育委員会会議の開催及び運営状況.....        | 5   |
| (2) 教育委員会の権限に属する事務の処理状況 .....    | 5   |
| 4. 教育長及び教育委員会事務局に委任された事務の状況..... | 10  |
| (1) 総括的な考え方 .....                | 10  |
| (2) 各施策の取り組み状況 .....             | 11  |
| i 生きる力を育む学校教育の充実 .....           | 11  |
| ii 青少年健全育成の積極的な推進 .....          | 58  |
| iii 生涯学習都市づくりの推進 .....           | 67  |
| iv 人権のまちづくりの推進 .....             | 84  |
| v 行政改革、財政構造改善計画の取り組み .....       | 88  |
| vi 教育委員会の活性化 .....               | 89  |
| 5. 今後の方向性について .....              | 90  |
| 6. 点検・評価に関する学識経験者からの意見 .....     | 94  |
| 参考資料.....                        | 103 |

(3)「確かな学力」の育成

ア) きめ細かな指導

- ① 小学校第3・4学年及び中学校第1学年において、1学級あたりの児童生徒数35人を基準として必要な教員数を算定し、県費負担職員の不足分を市費で雇用した。小学校12人分、中学校5人分の非常勤講師を配置した。
- ② つまずきのある児童生徒を中心に、学習内容の着実な習得と、家庭学習の習慣を定着させるため、大学生や地域のボランティアを活用した放課後の補充学習を市内全小中学校で実施した。
- ③ 全国学力・学習状況調査(小6・中3)に加え、市の学力調査(小1～6、中1・2)を悉皆で実施し、調査結果をまとめ、研修資料や保護者用チラシを作成・配布し、各学校に課題等をお知らせした。また、結果の活用研修会を実施し、学力向上推進校の取組をまとめたリーフレットを作成・配布したり、各学校の実践を交流したりするとともに、授業改善や家庭学習習慣の定着等、各学校の学力向上プランの策定・実施・検証・見直しを図るよう指導した。

イ) 障害のある子どもへの自立支援

- ① 学習面、生活面での特別な支援を行う特別支援教育支援員を小学校では63名分、中学校では22名分配置した。また、通級指導教室は市内5校に11教室設置し、171名の児童生徒が個々の状況に応じた指導を受けた。

ウ) 学校図書館の充実

- ① 図書購入費は前年度と同額の予算を確保し、蔵書数の充実及び図書の更新に努めた。また、学校図書館支援員による訪問指導を通して、学校図書館司書の業務の効率化を促すと共に、市内全校の学校図書館司書・司書教諭を対象とする研修会を通して、学校図書館司書・司書教諭の資質向上を図り、学校図書館の効果的活用の周知を行った。

エ)「くるめ学」の充実

- ① 副読本「わがふるさと久留米」を活用した単元を、小学校3～6学年では毎学年1単元、中学校ではいずれかの学年に1単元以上実施した。第2回「くるめ学」子どもサミットを開催し、その際に各学校の実践をまとめた実践事例集を配布した。

オ) 外国語・理科教育の充実

- ① 外国語指導助手(ALT)を小学校5・6学年の各学級に、2ヶ月間で3時間程度、中学校の全学年、全学級に年間20時間以上配置し、外国の生活や文化に慣れ親しみ、積極的にコミュニケーションを図ろうとする態度を身につけることができるようにした。さらに、学校訪問や研修会の折りに、小中の円滑な接続を行うことができるように指導した。
- ② 理科教育センターにおいて、外部講師の活用や福岡県青少年科学館との連携のもと、授業研究会や実験・実技講習会を実施し、教師の理科指導力の向上を図った。また、理科作品展では久留米工業大学と連携してのサイエンスフェアを同時開催し、2,551人の参加があった。

《平成25年度に実施した事業の概要》

「確かな学力の育成」

| 区分<br>掲載ページ    | 事業名（担当課）<br>★は重点事業             | 実施概要                                                          |
|----------------|--------------------------------|---------------------------------------------------------------|
| 重点事業 12<br>P31 | ★小・中学校学力実態調査事業<br>（学校教育課）      | 小中学校において、児童生徒の学力等の実態を把握し、分析、考察した結果を授業改善に活用することで、学力の保障と向上に努めた。 |
| 重点事業 13<br>P32 | ★小学校少人数授業の実施<br>（学校教育課）        | 小学校第3・4学年において、1学級あたり35人を超える学校に非常勤講師を配置し、少人数授業を実施した。           |
| 重点事業 14<br>P33 | ★中学校少人数授業の実施<br>（学校教育課）        | 中学校第1学年において、1学級あたり35人を超える学校に非常勤講師を配置し、少人数授業を実施した。             |
| 重点事業 15<br>P34 | ★外国語指導助手活用事業<br>（学校教育課・南筑・久商）  | 外国語（英語）教育の充実と国際理解教育の推進を図るため、外国語指導助手（ALT）を小・中・高等学校の授業において活用した。 |
| 重点事業 16<br>P35 | ★小・中学校特別支援教育支援員活用事業<br>（学校教育課） | 通常の学級及び特別支援学級に在籍する学習面や生活面で特別な支援を必要とする児童生徒に対し、支援員の配置を行った。      |
| 重点事業 17<br>P36 | ★小・中学校学習習慣定着支援事業（学校教育課）        | 小・中学校に大学生ボランティアを派遣し、放課後や長期休業中に補充学習を行い、子どもたちの自学自習の習慣定着を図った。    |
| その他事業<br>P37   | 特別支援教育進路指導事業<br>（学校教育課）        | 久留米特別支援学校の中学部及び高等部が実施する職場実習に対する支援を行った。                        |
| その他事業<br>P37   | 学校図書活動の推進<br>（教職員課）            | 学校図書館教育の充実を図るため、学校図書館司書を全校に配置した。                              |

|                                                                                                                               |                                                                                                                                                                                                                                |        |                                 |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------|---------------------------------|
| 事業名<br>(担当課)                                                                                                                  | 小・中学校学習習慣定着支援事業<br>(学校教育課)                                                                                                                                                                                                     | H25 決算 | 小学校 2, 0 9 2 千円<br>中学校 6 8 0 千円 |
| 目的等                                                                                                                           | 小学校・中学校に対し学生及び地域ボランティアを派遣し、放課後や長期休業中に、授業で学んだことを復習したり、宿題に取り組んだりする補充学習を行い、学習支援体制を構築することで子どもたちの自学自習の習慣を定着させる。                                                                                                                     |        |                                 |
| 事業内容                                                                                                                          | <div>市内の全小学校・中学校63校に対して、学生及び地域ボランティアを派遣し、基礎的・基本的な学習内容の定着と学習習慣の定着を図る。</div> <div><div>久留米市教育委員</div><div>市内大学等・地域ボランティア</div><div>派遣依</div><div>日程等の調整</div><div>学習指導</div><div>補充学習</div><div>派遣校決</div><div>市内小中学</div></div> |        |                                 |
| 成果目標                                                                                                                          | 平日に授業時間以外で「ほとんど勉強しない」と回答する割合が全国平均以下                                                                                                                                                                                            |        |                                 |
| H25 年度の成果等                                                                                                                    | 平成24 年度の42校から全校に拡充、実施した。平日ほとんど学習しない児童生徒の割合が久留米市平均で小学校5年生0.5 ポイント減の7.0%（全国平均5.4%）になった。しかし、中学校2年生では2.3%増加し、20.8%（全国平均11.7%）になった。児童生徒アンケートでは、小学校で9割を超える児童が、中学校で8割を超える生徒が「放課後学習をして、学校の勉強がよく分かるようになった」と回答しており、児童生徒の学習意欲に繋がっている。     |        |                                 |
| 今後の方向性等                                                                                                                       | 平成26 年度も平成25 年度に引き続き市内全小学校63校（小学校46 校、中学校12 校）に、学生ボランティア及び地域ボランティアを派遣する。平成26年度は学校側の児童生徒への周知や教材の準備、内容の充実に向けての取組を行う。これにより平日ほとんど勉強しないという児童生徒の割合を一層減少させ、児童生徒の自学自習の学習習慣定着への効果が期待できる。                                                |        |                                 |
| 評 価                                                                                                                           | 「◎」(達成) 「○」(概ね達成) 「△」(未達成) 「×」(未実施)                                                                                                                                                                                            |        | ○                               |
| 昨年度評価「○」                                                                                                                      |                                                                                                                                                                                                                                |        |                                 |
| 平成24年度42校実施から、平成25年度全校に実施に拡充した。全校実施をできたことは評価しているが、「平日ほとんど学習しない児童生徒の割合」が、小学校では減少したものの、中学校では増加している。このため、今年度評価は昨年度評価から改善ができなかった。 |                                                                                                                                                                                                                                |        |                                 |

その他の事業（一覧表）

【その他の事業】

評価区分：「◎」（達成） 「○」（概ね達成） 「△」（未達成） 「×」（要改善・検討） 「－」未実施

「確かな学力の育成」

| 事業名（担当課）                | 決算額<br>（千円）                      | 評価 | 備考                                                                                                       |
|-------------------------|----------------------------------|----|----------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 特別支援教育進路指導事業<br>（学校教育課） | 2844                             | ○  | 職場実習の充実の結果、高等部卒業生27名のうち、一般就労3名、就労支援施設への就労24名となり、全員の進路が保障された。                                             |
| 学校図書活動の推進<br>（学校教育課）    | 小：106,780<br>中：46,217<br>特：2,893 | ○  | 長期休業期間中の勤務を8日増やし、図書活動の推進を図った。また、学校図書館司書のみの研修会や学校図書館支援員による個別指導に加え、司書教諭と合同研修会も実施し、読書活動の推進に向けた担当者の資質向上を図った。 |

# 教育委員会後援事業等に関する報告

H26.10.11からH26.11.18受付分まで

| No. | 日時                                                              | 事業名                                        | 主催者名              | 場所                   | 区分 | 担当課       |
|-----|-----------------------------------------------------------------|--------------------------------------------|-------------------|----------------------|----|-----------|
| 1   | 平成27年2月22日                                                      | 三潯旗争奪剣道大会                                  | 三潯地域剣道連盟          | 久留米市みづま総合体育館         | 後援 | 城島文化スポーツ課 |
| 2   | 合唱の部 平成26年12月5日(金) 9:00~16:00<br>器楽合の部 平成27年1月23日(金) 9:30~16:00 | 筑後地区小学校音楽祭                                 | 筑後地区小学校音楽教育研究会    | 久留米石橋文化ホール           | 後援 | 学校教育課     |
| 3   | 平成26年11月30日(日)                                                  | 平成26年度 久留米市小・中学校PTA合同研修会                   | 久留米市小・中学校PTA連合協議会 | 久留米市民会館、久留米市庁舎401会議室 | 後援 | 学校教育課     |
| 4   | 平成26年12月14日(日)                                                  | ジュニア・ロー・スクール2014 in 久留米                    | 福岡県弁護士会           | 久留米大学法科大学院           | 後援 | 学校教育課     |
| 5   | 平成26年12月1日(月)                                                   | 北筑後個性化教育(学び方)研究会                           | 北筑後個性化教育(学び方)研究会  | 小郡市立のぞみが丘小学校         | 後援 | 学校教育課     |
| 6   | 平成27年2月9日(月)、10日(火)                                             | 平成26年度福岡教育大学附属久留米小学校 研究発表会                 | 国立大学法人福岡教育大学      | 福岡教育大学附属久留米小学校       | 後援 | 学校教育課     |
| 7   | 平成26年12月6日(土)                                                   | 第8回TOSS五色百人一首筑後地区大会                        | TOSS独歩            | 大牟田文化会館              | 後援 | 学校教育課     |
| 8   | 2014年3月13日(金)、14日(土)                                            | お仕事スタジアム2015                               | 学校法人 麻生塾          | 福岡国際会議場              | 後援 | 学校教育課     |
| 9   | 平成27年1月6日(火)                                                    | 平成26年度学校運営研究会                              | 久留米市小学校校長会        | 久留米市立南薫小学校           | 後援 | 学校教育課     |
| 10  | 平成27年2月11日(水)                                                   | 第7回三潯ジュニアマラソン大会(第38回三潯マラソン大会)              | 三潯マラソン実行委員会       | 水沼の里2000年記念の森        | 共催 | 三潯教育事務所   |
| 11  | 平成27年1月14日(水)                                                   | 2014年度筑後地区人権・同和教育研究協議会 課題別研 人権・部落問題学習part2 | 筑後地区人権・同和教育研究協議会  | 三潯公民館・三潯農村環境改善センター   | 後援 | 人権・同和教育課  |



教育委員会後援事業等に関する報告

H26.10.11からH26.11.18受付分まで

| No. | 日時              | 事業名                                  | 主催者名                   | 場所                                                      | 区分 | 担当課     |
|-----|-----------------|--------------------------------------|------------------------|---------------------------------------------------------|----|---------|
| 12  | 平成27年2月1日(日)    | 第30回青少年ミュージックフェスティバル                 | 浮羽ライオンズクラブ             | うきは市文化会館(白壁ホール)                                         | 後援 | 学校教育課   |
| 13  | 平成26年11月1日      | 第5回 あきない祭                            | あきない祭り実行委員会            | あきない通り(中央通り、間屋街)                                        | 後援 | 生涯学習推進課 |
| 14  | 平成26年11月1日、2日   | 第21回草野まちかど博物館                        | 草野まちかど博物館実行委員会         | まちなみ保存地域(紅桃林区、草野東区、草野西区、矢作区)、吉木東区、吉木合原区、吉木西区の古民家・庭園・寺社等 | 後援 | 生涯学習推進課 |
| 15  | 平成26年11月12日     | 平成26年度 久留米地区私立幼稚園PTA連合会研修会           | 筑後・久留米地区私立幼稚園PTA連合会    | ホテルマリターレ創世                                              | 後援 | 生涯学習推進課 |
| 16  | 平成26年11月16日     | サイクルファミリーパークフェスタ2014                 | (公財)久留米観光コンベンション国際交流協会 | 久留米サイクルファミリーパーク                                         | 後援 | 生涯学習推進課 |
| 17  | 平成26年11月22日、23日 | 第25回九州さつき盆栽展                         | 九州さつき愛好会               | 久留米リサーチパーク                                              | 後援 | 生涯学習推進課 |
| 18  | 平成26年11月22日、23日 | 第52回 筑久紫古典園芸展                        | 筑久紫古典園芸協会              | えーるピア久留米                                                | 後援 | 生涯学習推進課 |
| 19  | 平成26年11月29日     | 国際ソロプチミスト久留米ーアウラ『夢を生きる』アートコンテスト      | 国際ソロプチミスト久留米ーアウラ       | えーるピア久留米                                                | 後援 | 生涯学習推進課 |
| 20  | 平成26年11月30日     | H26年度久留米市障害者問題啓発事業 地域障害者就労支援セミナー2014 | 特定非営利活動法人Snetくるめ       | 久留米リサーチセンタービル                                           | 後援 | 生涯学習推進課 |
| 21  | 平成26年12月5日～7日   | 第24回 日本盆栽青樹展                         | 日本盆栽青樹展組織委員会           | 久留米リサーチパーク                                              | 後援 | 生涯学習推進課 |
| 22  | 平成26年12月7日      | 音楽家集団「ムジカ耳納」コンサート・ムジカ耳納の音を紡いで        | 音楽家集団「ムジカ耳納」           | えーるピア久留米                                                | 後援 | 生涯学習推進課 |
| 23  | 平成26年12月14日     | 茶道裏千家学校茶道「子ども茶会」                     | 茶道裏千家淡交会久留米学校茶道連絡協議会   | 六ッ門大学(久留米市六ッ門町)                                         | 後援 | 生涯学習推進課 |

教育委員会後援事業等に関する報告

H26.10.11からH26.11.18受付分まで

| No. | 日時                             | 事業名                                                | 主催者名        | 場所                              | 区分 | 担当課     |
|-----|--------------------------------|----------------------------------------------------|-------------|---------------------------------|----|---------|
| 24  | 平成27年1月27日～2月1日                | 心象会展                                               | 水墨画心象会      | 久留米市一番街多目的ギャラリー                 | 後援 | 生涯学習推進課 |
| 25  | 平成27年1月30日～2月2日                | いけばなの根源 池坊展<br>池坊三猪支部花展                            | 華道家元池坊 三猪支部 | 岩田屋三越・岩田屋久留米店本館9階催事場            | 後援 | 生涯学習推進課 |
| 26  | 平成27年2月8日                      | 第16回 鶴陽音楽会                                         | 鶴陽音楽協会      | 石橋文化ホール                         | 後援 | 生涯学習推進課 |
| 27  | 平成27年2月14日                     | 鳥栖市市制施行60周年記念事業 劇団四季ファミリーミュージカル「魔法をすてたマジョリン」       | 鳥栖市文化事業協会   | 鳥栖市民文化会館                        | 後援 | 生涯学習推進課 |
| 28  | 平成27年3月1日                      | 久留米市民会館自主文化事業 親と子のふれあいコンサート「アッピィとゆかいな仲間たち」         | 久留米市民会館     | 久留米市民会館                         | 後援 | 生涯学習推進課 |
| 29  | 平成27年3月1日                      | 吹奏楽団ゆうすい第4回定期演奏会                                   | 吹奏楽団ゆうすい    | 石橋文化センター共同ホール                   | 後援 | 生涯学習推進課 |
| 30  | 平成27年4月4日                      | ぬいぐるみ人形劇「みにくいあひるのこ」                                | 筑後地区カッパ友の会  | おりなす八女                          | 後援 | 生涯学習推進課 |
| 31  | 平成27年4月12日                     | 明善高等学校管弦楽部第43回定期演奏会                                | 福岡県立明善高等学校  | 久留米石橋文化ホール                      | 後援 | 生涯学習推進課 |
| 32  | 平成27年4月26日                     | 第15回記念 くるめシティーブラスの音楽会                              | くるめシティープラス  | 石橋文化ホール                         | 後援 | 生涯学習推進課 |
| 33  | 平成27年3月7日(土)～平成27年3月22日(日)合計3回 | 2015中学生「Spring CAMP in 能古島」                        | 能古島青少年育成協会  | 福岡市西区能古(能古島)島内および、このしまアイランドパーク内 | 後援 | 学校教育課   |
| 34  | 平成27年3月25日(水)～平成27年4月3日(金)合計4回 | 2015春 小学生「Spring CAMP in 能古島」「English Camp in 能古島」 | 能古島青少年育成協会  | 福岡市西区能古(能古島)島内および、このしまアイランドパーク内 | 後援 | 学校教育課   |
| 35  | 平成27年5月9日(土)～平成27年5月10日(日)     | 2015春 国際協力 フェスティバル in 能古島                          | 能古島青少年育成協会  | 福岡市西区能古(能古島)キャンプ村               | 後援 | 学校教育課   |

## 久留米市立図書館及び視聴覚ライブラリーの特別整理期間にともなう休館日の設定について

(特別整理期間)

1. 内容 図書館及び視聴覚ライブラリー資料の蔵書点検のため、毎年定例的に行っている規則上の休館。  
市民がいずれかの図書館で利用できるように館ごとに休館日を設定する。
2. 期間 平成27年1月26日(月)～平成27年3月9日(月)の期間

| 図書館名               | 期間                     |
|--------------------|------------------------|
| 北野図書館              | 平成27年1月26日(月)～2月2日(月)  |
| 三潞図書館              | 平成27年2月2日(月)～2月9日(月)   |
| 田主丸図書館             | 平成27年2月9日(月)～2月16日(月)  |
| 城島図書館              | 平成27年2月14日(土)～2月23日(月) |
| 中央図書館<br>視聴覚ライブラリー | 平成27年2月25日(水)～3月9日(月)  |

(参考)

|                          |                       |
|--------------------------|-----------------------|
| 六ツ門図書館                   | 平成27年2月2日(月)～2月9日(月)  |
| 市民センター多目的棟<br>筑邦図書室      | 平成27年2月27日(金)～3月6日(金) |
| 市民センター多目的棟<br>耳納図書室      | 平成27年3月7日(土)～3月13日(金) |
| 男女平等推進センター<br>図書情報ステーション | 平成27年3月9日(月)～3月16日(月) |
| くるるん図書コーナー               | 休館日設定無                |

### 3. 貸出冊数、貸出期間

特別整理期間中は、市内いずれかの図書館利用が可能であるため、システム上の貸出冊数、貸出期間変更は行わない。

## ●久留米市立図書館条例施行規則

(休館日)

第4条 図書館の休館日は、次のとおりとする。

- (1) 月曜日（中央図書館について、その日が国民の祝日に関する法律に規定する休日に当たる場合は除く。）
- (2) 年末年始（12月28日から1月4日までの日）
- (3) 館内整理日（毎月第4木曜日）
- (4) 特別整理期間

2 中央図書館長が特に必要があると認めた場合は、前項の規定にかかわらず、教育長の承認を得て臨時に休館し、又は開館することができる。この場合において久留米市教育委員会（以下「委員会」という。）は、あらかじめその日時を公示するものとする。

3 前項後段の規定は、第1項第4号の期間を定める場合に準用する。

（平18教規則2・平21教規則2・平22教規則12・平23教規則5・一部改正）

## ●久留米市立視聴覚ライブラリー設置条例施行規則

(休館日)

第5条 ライブラリーの休館日は、次のとおりとする。

- (1) 月曜日（その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日に当たる場合は除く。）
- (2) 年末年始（12月28日から1月4日までの日）
- (3) 館内整理日（毎月第4木曜日）
- (4) 特別整理期間

2 館長は、特に必要があると認めた場合は、前項の規定にかかわらず、教育長の承認を得て臨時に休館又は開館することができる。この場合において教育委員会（以下「委員会」という。）は、あらかじめその日時を公示するものとする。

3 前項後段の規定は、第1項第4号の期間を定める場合に準用する。

（昭54教規則1・昭57教規則2・平元教規則4・平2教規則3・一部改正、平17教規則13・旧第4条繰下・一部改正、平18教規則3・平21教規則3・一部改正）

小規模特認校への応募状況について

■ 学校見学期間 9月22日(月)～12月18日(木)

■ 申請期間 9月29日(月)～12月19日(金)

11月25日現在

| 学校名 | 見学者数<br>※申込者は全て見学済  | 申請者数 | 申請者の内訳                     |
|-----|---------------------|------|----------------------------|
|     |                     |      |                            |
| 大橋小 | 5名                  | 2名   | 新3年:1名<br>新4年:1名           |
| 下田小 | 8名<br>※浮島小との重複者1名含む | 2名   | 新1年:2名                     |
| 浮島小 | 8名<br>※下田小との重複者1名含む | 1名   | 新1年:1名                     |
| 計   | 21名<br>※うち1名は重複者    | 5名   | 新1年:3名<br>新3年:1名<br>新4年:1名 |

※ 見学者の内訳(括弧は申請済み)

【大橋】

| 学年  | 新1 | 新2 | 新3   | 新4   | 新5 | 新6 | 計    |
|-----|----|----|------|------|----|----|------|
| 人数  | 5  | 15 | 6    | 9    | 15 | 19 | 69   |
| 見学者 | 3  |    | 1(1) | 1(1) |    |    | 5(2) |

【下田】

| 学年  | 新1   | 新2 | 新3 | 新4 | 新5 | 新6 | 計    |
|-----|------|----|----|----|----|----|------|
| 人数  | 5    | 11 | 5  | 10 | 9  | 18 | 58   |
| 見学者 | 7(2) | 1  |    |    |    |    | 8(2) |

【浮島】

| 学年  | 新1   | 新2 | 新3 | 新4 | 新5 | 新6 | 計    |
|-----|------|----|----|----|----|----|------|
| 人数  | 6    | 5  | 2  | 4  | 3  | 7  | 27   |
| 見学者 | 5(1) | 2  |    | 1  |    |    | 8(1) |

※ 複式学級について

2つの学年の合計が16人以下の場合に複式学級になる。

ただし、1年生を含む場合は8人以下の場合に複式学級になる。

# スマホ等の使用ルールの徹底にPTAと 市教委がタッグを組んで取り組みます

スマートフォン・携帯の使用による様々なトラブルから児童・生徒を守るために、学校・保護者(PTA)・市教育委員会が一体となり、スマートフォン等の使用は夜10時までとするポスター、チラシ(×10⇒ばってんスマホ)の作成、配布などの取り組みを進めます。

- 久留米市小・中学校PTA連合協議会では、小学校、中学校それぞれにPTA連合会の総会において、スマートフォン等によるトラブルを防ぎ、わが子を様々な犯罪から守るために、「ネット社会からわが子を守る家庭教育宣言」を決議しました。今回、市教育委員会の支援を受け、牟田山中学校のPTAが作成した「ばってんスマホのポスター、チラシ」を全市の取り組みとするなど、家庭教育宣言の周知徹底を図っていきたいと考えています。
- 市教育委員会では、スマートフォン等の使用による様々な犯罪やトラブルから子ども達を守るとともに、全国学力テストの児童生徒アンケートにより、スマートフォンの使用時間が長いほど、成績が低い傾向が明らかになったことも踏まえて、学校・保護者(PTA)と十分連携し、様々な取り組みを進めていきたいと考えています。

|     | 取り組みの例                                           |
|-----|--------------------------------------------------|
| 保護者 | ○家庭での指導<br>○親子で学べる研修会(講演会)の開催                    |
| 学 校 | ○使用方法等の日常的な指導<br>○スマホ使用のルール化など(生徒会宣言)            |
| 市教委 | ○PTA連合会と連携した講演会の開催<br>○スマホ使用に関する啓発ポスター、チラシの作成・配布 |